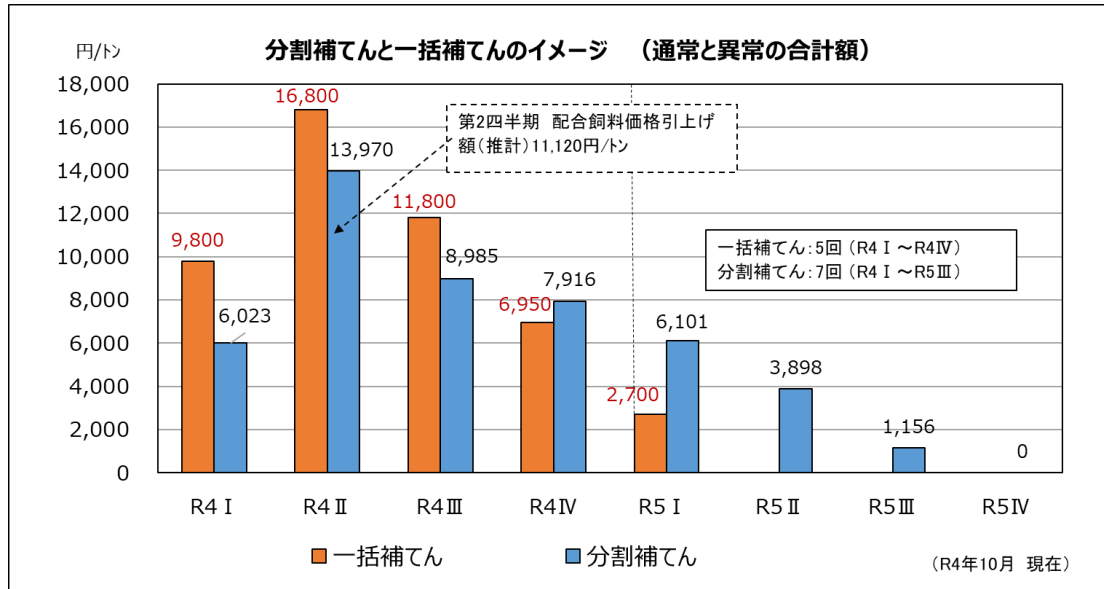


補てん金の「分割支払い」について

飼料原料価格の高騰に対応した補てんにつきましては、借り入れによる補てん支払を行わざるを得ない状況となっています。しかしながら、多額の借入金と返済の長期化は好ましいことではありません。

このため、全日基は、令和4年度の通常補てん金を分割して交付することとし、これにより借入金を極力圧縮して生産者の皆様の負担を軽減していくこととしております。



(注) 一括及び分割補てん額は全日基による試算値 (令和4年10月現在)

① 分割補てんでも最終的には一括補てんと同額が支払われます。

一括補てんは5回補てんされますが、分割補てんでは令和4～5年にかけて7回の補てんとなる見込みです。交付回数は2回増えますが、分割交付と一括交付の補てん総額は最終的に同額となります。

② 分割補てんでは、令和5年度についても補てん金が交付されます。

分割補てん単価は、第1～3四半期は一括補てんを下回りますが、第4四半期以降は一括補てんを上回って補てんされる見込みです。

また、令和5年度の第2四半期以降は、補てん発動は無くなると見込まれますが、分割補てんではさらに2四半期分延伸して補てん金が交付される見込みです。

③ 分割補てん単価は配合飼料価格の平均的な引上げ額を上回ると見込まれます。

分割補てん単価は、分割した通常補てん金と異常補てん金を合算した額となります。

このため第2四半期の分割補てん単価は一括補てん単価の8割程度支払われる見込みです。

なお、第2四半期の分割補てん単価は、配合飼料価格の平均的な引き上げ額 (全日基推計) を上回る補てん金を支払うことができる見込みです。

④ 分割補てんにより借入必要額が圧縮されます。

一括でも分割でも借り入れによる補てんは避けられませんが、分割払いにより借入必要額を一括の場合に比べ圧縮することができます。

そのため、一括支払いよりも返済期間を短縮することができます。

また、償還に伴う積立金の実質的な目減りの回避や80%ルールの早期解消につながっていきます。